

「貞明皇后実録」の編修について

堀 口 修

はじめに

大正天皇の皇后である貞明皇后は、明治一七（一八八四）年六月二五日にお生まれになられ、昭和二六年（一九五二）五月一七日に崩御された。貞明皇后の御生涯は、ある程度は理解されているが、大正天皇同様、詳細にはわからないのが実状である。しかし、側近者達の発言などを用いて編纂されたものもあるし、最近では専門の研究書も発表されるようになった。中でも黒澤文貴氏の『大戦間期の宮中と政治家』（みすず書房、二〇一三年）「第一章 裕仁親王の外遊と結婚」と「第二章 裕仁親王の結婚に躊躇する貞明皇后」は、皇太子裕仁親王の外遊及び結婚問題における貞明皇后の政治的な側面に焦点をあてて、その思慮深く、且つ慎重な対応をなされる皇后の姿を詳細に描き出している。こうした研究は、近代の皇后の研究が確実に深まっている

ことの証左である。

右にみる研究は、史料的な面での不便さを乗り越えつつ、皇后の使命や役割について新たな光をあてて新鮮な皇后像を描くことに成功しているが、貞明皇后の御生涯を知る根本的基礎史料、それも正確なものを利用する環境はまだまだ確立していない。しかし、貞明皇后の御生涯を正確に知る史料がある。それは宮内庁書陵部編修課で編修された「貞明皇后実録」である。これは現在、宮内公文書館で公開されている。

この実録の編修は、昭和二六年一月に開始され、同三年二月末に「一応完成」した。また御年譜も同年九月に完成している。宮内庁で編修された「貞明皇后実録」その他は、皇后の御生涯を知る上で、最も信頼のおける御伝記であることは言うまでもない。そこで本稿では、「貞明皇后実録」の編修経緯を検討し、今後実録を利活用する上で、

少しでも役に立つ基礎的な情報を提供することとした。

本稿で用いた中心的な史料は、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵・編修課「貞明皇后実録編修録」、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3 要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係、(昭憲皇太后)実録関係照会綴(識別番号二七六一五)、「貞明皇后実録関係1 実録編修録」(識別番号二七六一三)で決して多くはない。そのため編修の基本的な部分しか明らかにできなかったことをお断りしておきたい。⁽³⁾なお、本稿では右の史料からの引用は、煩瑣をさけるために必要最小限とさせていただいた。諸賢の御理解を得たい。

一 編修の開始

後掲の「貞明皇后実録編修事業終了報告」によると、「本実録編修事業は去る昭和二十六年八月、貞明皇后崩御の後間もなく、天皇皇后両陛下を始め皇族方の御追孝の思召に沿って急にその立案を行い、ついで同年十一月より最低五箇年の予定を以て編修に着手した」(傍点引用者)とある。そして右にある「急に立案」したものに關わるものが左の編纂要綱であらう。

貞明皇后実録編纂要綱

(二六年八月)

一、内容と体裁

1 実録の内容は確実なる公私の資料文書等に基いて、皇后御一生の御起居行動以下公私の御生活一切を叙述し、その他御風尚御趣味御教養等御人格を彷彿せしめ、又は御徳を偲ぶに足る逸事等に至るまでも之を収録する。

2 編修の体裁には編年史料体、編年叙述体、普通の伝記体の三種が考えられるが、一応英照皇太后実録、昭憲皇太后実録(未定稿)の先例に倣つて編年史料体とする。

但し将来大正天皇実録の体に則つて、編年叙述体とする必要がある場合は、改めて案を具してお伺いする。

二、編修要員

現編修課員を以て之に充てる。

編修課長は資料蒐集の統轄と本文の執筆を行う。なお右要員では資料謄写等に相当の手不足を生ずるので、役務費支弁による臨時補助者を、その必要に応じて使用することにいたしたい(別途予算要求)。

三、資料の蒐集

中心資料たる戦前の皇太后宮職表日記全部が戦災により焼失しており、従つて根本の資料はすべて

同職の奥向女官日記や公文書類に拠ること、なるが、これと同時に旧側近奉仕者、親族等より談話を聴取して聞書を作成し、又行啓先の資料の採訪を行う。

四、期間

五ヶ年とする。

第一乃至第三年度

資料の搜索蒐集とその整備

第四乃至第五年度

実録稿本（編年史料体）及び年譜、御逸事篇等の附録類の編纂完了

期間はなるべく短縮すべきであるが、皇室制度史の調査も続行する関係上、經常要員を以ては最低五ヶ年を要する。

この要綱の内容を要約すると、一、実録は確実な公私の資料文書等により御生活一切を叙述する、編修の体裁は編年史料体とする、二、編修要員は現編修課員（五名）、編修課長は資料蒐集の統轄と本文の執筆を行う、資料謄写には臨時補助者を使用する、三、中心資料は奥向女官日記や公文書類とし、それに旧側近奉仕者や親族等の談話聴取資料、行啓先の資料とする、四、期間は五ヶ年とし、第一から第三年度は資料の搜索蒐集とその整備、第四から第五

度は実録稿本（編年史料体）、及び年譜・御逸事篇等の附録類の編纂を完了する、ということになる。

そして昭和二六年九月八日付で主計課の要求により「貞明皇后実録編修功程案」が作成され提出されたのであるが、功程案は要綱より具体的に編修功程が起案されているので左に掲げる。

貞明皇后実録編修功程案

昭和二十六年九月以降三十一年八月に至る満五ヶ年を以て、編年史料体実録を編修する予定であつて、その年度別の予定功程は左の如くである。

○第一年度（自昭和二十六年九月至二十七年三月）

一、資料蒐集……………謄写予定枚数 約一万二千枚

1、公文書類（17枚×60人×¹⁰/₂₀₀枚）

2、皇太后宮職関係日記類（8枚×2人×175日…2,800枚）

枚）

3、親近者の談話筆記（謝礼20人分 速記1,000円）

4、その他関係諸記録

5、雑誌、パンフレット類（100円×50冊…5,000円）

○第二年度（自昭和二十七年四月至二十八年三月）

一、資料蒐集……………約二万枚

前年度に同じ

二、資料副本類の作成（2,000円）

○第三年度（自昭和二十八年四月至二十九年三月）

一、資料蒐集……………約二万枚

前年度に同じ

二、資料副本類の作成

○第四年度（自昭和二十九年四月至三十年三月）

一、資料蒐集の完了……………約八千枚

前年度に同じ

二、実録稿本の編修

御誕生より東宮妃時代及び皇后時代

○第五年度（自昭和三十年四月至三十一年三月）

一、実録稿本の編修

皇后及び皇太后時代

○第六年度（自昭和三十一年四月至同年八月）

一、実録稿本の完成

二、御年譜、御逸事篇の完成

一、資料予想枚数 約六万枚（二〇〇字詰、ペン書）

寮所蔵 公文書類 約二千冊 一冊二付十五枚

約三万枚

この外に奥向日記、聞書資料等を加へると、この倍額となる見込。

（備考）

大正天皇実録資料稿本 二二八冊 一冊平均三〇

〇枚 六万五千四百枚

昭憲皇太后実録（未完） 八〇冊 一冊平均二〇

〇枚 一万六千枚

一、謄写能力

一、經常人員（雇員二名） 一日一人平均八枚 一年

間（三〇〇日） 二、四〇〇枚：四、八〇〇枚

二、アルバイト（三名）

〃 一七枚 〃

約五、〇〇〇枚：一五、〇〇〇枚

計 約二万枚

（写本ヲ主トスル）

そして昭和二六年一月から「貞明皇后実録」の編修が開始された。翌二七年三月までの編修状況は、左の「貞明皇后実録編修経過の概況」に記されているので、その内容を確認してみたい。

昭和二十六年度 貞明皇后実録編修経過の概況

昭和廿六年十一月事業の開始以来、昭和廿七年四月一日現在に至る五ヶ月間の事業成績は次の通りである。

（A）資料の搜索蒐集

一、公文書類の謄写採取

総数一二、四五三枚

1、官報資料

五、九〇〇枚

明治三十三年より昭和二十六年に至る官報合計六
二四冊から採取を完了した。

2、宮内省省報資料 一、〇三九枚

明治四十三年より昭和十八年に至る省報全三三冊
から採取を完了した。

3、書陵部保管公文書類資料 五、五一四枚

約二、〇〇〇冊と推定せられる関係公文書類の中、
現在までに典式録、外事録、御写真録（以上東宮
職）、慶弔録（式部職）、儀式祭典録（総務課）、行
啓録（東宮職）、幸啓録、東宮御結婚録（以上総務
課）の合計二六五冊の採取を了した。以下引続い
て調査中である。

二、御縁故者及旧側近奉仕者の談話聴取 三一名
要聴取者凡そ百数十名の中、先づ緊急を要する者から
事故のない限り順次これを行ってゐる。現在までは左
の諸氏から談話を聴取した。

- 1、九條良政氏（御令兄） 京都市
- 2、渋谷隆教氏（仏光寺前管長） 〃
- 3、渋谷蓬子氏（御令妹） 〃
- 4、九条恵子氏（御令兄道実氏未亡人） 〃
- 5、平井三良氏（京都御所殿部） 京都市
- 6、小野八千雄氏（元皇太后宮職御用掛） 長野県

- 7、坊城俊良氏（前皇太后宮大夫） 京都市
- 8、植 万吉氏（元皇太后宮職囑託） 〃
- 9、永井末子氏（華族女学校御学友） 〃
- 10、千葉胤明氏（元御歌所寄人） 〃
- 11、竹屋津根子氏（元女官長） 静岡県
- 12、友田元效氏（元車馬監） 沼津市
- 13、中島鉄也氏（元陸軍大佐） 〃
- 14、三室戸敬光氏（元皇后宮職主事） 東京都
- 15、大谷正男氏（元皇太后宮大夫） 〃
- 16、吉田鞆子氏（元皇太后宮職御用掛） 山梨県
- 17、中楯壹兵氏（山梨県蚕糸課長） 甲府市
- 18、中村幸男氏（山梨県庁囑託） 〃
- 19、笹本イツ子氏（御宿泊所常盤ホテル女将） 〃
- 20、有泉善三氏（紅葉山御養蚕所囑託） 山梨県
- 21、早川卓郎氏（大日本蚕糸会主事） 東京都
- 22、佐々木慶蔵氏（大日本蚕糸会参事） 〃
- 23、松平信子氏（元皇后宮職御用掛） 〃
- 24、西川義方氏（元侍医） 〃
- 25、大河原幸作氏（御幼時御滞留の家） 〃
- 26、九条日浄尼氏（御義姪） 京都市
- 27、清岡長言氏（京都霞会館支所取締） 〃
- 28、唐橋在知氏（京都糸竹会員） 〃

29、川上民枝氏（元皇太后宮職命婦） 京都府

30、大谷紅子氏（御令妹） 京都市

31、光田健輔（長島愛生園長） 岡山県

三、行啓関係資料の調査探訪 六ヶ所

主要なる行啓先に於ける資料の調査探訪も行ってゐる。
その主なるものは次の如し。

1、長野県庁

昭和廿四年同県下行啓関係書類の探訪、

2、山梨県庁

昭和廿三、廿四年同県下行啓関係書類の探訪、

3、大日本蚕糸会

昭和廿二年以降大日本蚕糸会総裁としての各地

行啓関係書類の探訪、

4、京都府庁

明治三十三年以降昭和十二年に至る間十ヶ度の

京都市行啓関係書類の探訪、

5、京都市役所

昭和十二年京都市行啓関係書類の探訪、

6、宮内庁京都事務所

昭和十二年京都市行啓関係書類の探訪、

四、大宮御所引継資料の整理、 約二〇箱

大宮御所より御文匣約二十箱分の資料を引継いだ。

内容は主として行啓、拝謁、献上、蚕糸関係等に
して、現在これが調査整理中である。

五、諸家所蔵資料の借用と副本の作成、

東久世秀雄氏手記、小野八千雄氏手記、桑野銳氏
手記、西川義方氏手記、吉田鞆子氏手記、大河南
家所蔵文書等二十数種の資料を借用謄写し、貴重
なものは副本を作成してゐる。

六、関係図書新聞雑誌パンフレット類の蒐集謄写

1、単行図書 一五冊

貞明皇后、供奉歌日記、筑紫行啓供奉之記以下
十五種。

2、新聞記事

東京大阪の中央発行新聞は勿論、東京杉並日報、
中部日本新聞、京都新聞、等に至る中央並に地
方新聞所載の明治、大正、昭和に亘る関係記事
を能ふる限り渉獵してゐる。

3、雑誌類 約八〇点

婦人公論、主婦之友、新民、宗教維新、桃李、
信濃往来、山桜、灯光、愛生等、中央並に地方
発刊の雑誌類を蒐集謄写してゐる。

4、パンフレット類 一〇点

「皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業」以下十點。

(B) 御年譜及附表等の編纂作成

一、御年譜の作成

継続中

御一代の年譜作成中にして、現在四七三項に及んでゐる。

二、行啓年表の作成

完了

東宮妃時代より崩御に至る間の行啓年表にして、官報、省報以下の諸資料に拠り一応編纂を完了した。

三、側近奉仕者名簿の作成

完了

四、新聞記事切抜スクラップの作成

継続中

五、参考文献目録の作成

一応完了

(C) 今後の予定

一、侍従職保管の奥向女官日記(典侍日記、命婦日記等)は公文書類と共に根本資料であるが、未だ着手に遑がない状況である。従つて目下継続中の公文書類の採取を終了次第、早急に同日記の採取に着手する予定である。なお御縁故者、旧側近奉仕者の談話聴取及び行啓先の資料の採訪を今後も続行することは勿論である。

二、現在までの成績では一年間に資料約二〇、〇〇〇枚採取の所期の目的を達成してゐるが、今後も従前通りの臨時資料謄写員の確保がなければ、事

業の遂行は困難と思われる。

以上

なお、各資料別原稿採取枚数は、左の如くである。

	冊数	年次	冊数	採取年次	採取枚数
官報	624	明治33～昭和26	624	明治33～昭和26	5,900
省報	33	明治43～10 昭和18～11	33	明治43～10 昭和18～11	1,093*
公文書					
行啓録(東)	151	明治33～	102	明治33～42	2,399
幸啓録(総)	150	大正1～	78	大正1～7	1,578
典式録(東)	18	明治33～	18	明治33～45	749
外事録(東)	9	明治33～	9	明治33～45	578
慶弔録(式)	16	大正1～昭和2	16	大正1～昭和2	75
儀式祭典録(総)	28	明治33～昭和14	28	明治33～昭和14	62
御写真録(東)	5	明治33～大正4	5	明治33～大正4	56
東宮御結婚録(総)	9	明治33	9	明治33	17

*171

二 編修方針の確立

ところで、昭和二六年十一月から翌二七年三月までの編修の経験から編修功程を再検討する必要性、特に資料採集の方法についてのそれを認識しはじめた。昭和二七年三月頃にはなされているようで、そのことは第一案とされる「貞明皇后実録資料採集要綱」に鉛筆で「二七、三月」と記されていることから理解される。左にそれを掲げてみたい。

二七、三月

貞明皇后実録資料採集要綱

一、採取事項とその範囲

1、御一身に関する事項

父母 誕生 七夜 命名等 成年
結婚 身位 叙勲 崩御 大喪儀 山陵
養育 教育 進講 文学 芸術 好尚 信仰
分婉 健態 病氣

2、朝儀・祭祀及び年中行事

恒例・臨時の儀式祝典、御会、皇室の祭祀

臨時、遙拝、代拝、御差遣、奉幣、供進、

贈答次第皇后ガ中止アル儀式、其他臨時恒例ノ儀ノ中、制度トシテ例示スルニ適スルモノ

新年、歳暮、中元、節句、暑中寒中見舞等ノ
年中行事

行事 贈答

3、御事業

一般的なもの、救恤、褒賞、奨励、慰問等
救癩、養蚕、灯台、方面事業

臨時、差遣、恩賜、拝謁、令旨、事業ノ概況

4、行啓

発表、日程、発着割、道筋

供奉員 奏任マデ、供奉員ノ交代ハ不採

御買上品 展覧会等、行啓ノ場合、

その他 尋常の御動靜

行事 參拝、巡覽ノ次第、状況、ソノ指図等

拝謁 全般、

但シ、転地行啓ニ於テハ「拝謁」ノ項ノ

規準ニヨル外、県知事ノ如キ該地方官吏

ノ主要ナモノ

賜与 全般

行啓先ニ対スルモノ（学校ニ於ケル教員、神社ニ於ケル神官、陵墓ノ職員ノ如キモ含む）

縁故者、主要ナ行啓関係官吏（該地方県官、

供奉宮内官等）

献上全般

但シ転地行啓ノ場合ハ「献上」ノ項ノ規準

ニヨル

御土産

5、外国交際

外賓接待、外人ノ引見、書信物品ノ贈答、

宮中喪、勲章ノ受贈

6、御陪食及び拝謁

御陪食、御会食 全般

皇族との対面 全般

臣下の拝謁 主要ナモノ

親族、皇室ノ外戚、縁故者門跡、皇室ノ外戚、賜姓皇族、学友……

御事業関係者、各界功労者、側近奉仕

者東宮、皇后宮、皇太后宮職、女員ノ主ナモノ、宮内大臣、次官、侍從長

重臣 宮中席次一階以上、大公使等ノ如キ

使臣渡航、帰朝者

皇后ノミニ拝謁スル者

7、進献贈賜

イ、貞明皇后よりの進献贈賜

皇族以上 全般

誕生、分娩、結婚、卒業、昇進任官、成年、

洋行帰朝、出征、重病、喪中、死去、葬送、

年祭、年中行事、天皇皇后ニ対スル御機嫌

伺、直宮ノ誕辰

臣下 範圍ハ「拝謁」ノ項ニ同ジ

誕生、結婚等 親族ヲ主トスル

重病、死去、葬儀、喪中、出征

貞明皇后ニ対スル進献贈賜

事由ノアルモノ、ミニ限ル

8、供御、殿邸、側近奉仕者の任罷

二、資料の謄写

1、書方

〔行啓録〕東宮職明治7年

猶、史料ノ検索ノタメ「三、〇〇ノ部、

第〇号」ノ如ク欄外ニペン書トスル

2、決裁（立案）明治一年一月一日

猶、両者ノ年月日記入ナキ時ハ年次ヲ明

ケテオク

3、文書二年月日ナキモノハ、推定年月日ヲ初行ニ

傍註〔 〕

4、編者ノ註記ハスベテ〔 〕分註、傍註、但し省

略ノ場合ハ〇中略

5、朱書キハ〔朱書〕

6、異体、変体ノ文字ハ正体ニ改メル、略字ハ正字

ニ改メル、誤字ハ改メル

7、原文ニ存スル註記、附箋ノ類ハ必要ノモノ、ミ
採ル

8、行啓録等ノ中ニ収メル日記、進献簿ノ採り方

日記中、ソノ記名ナキ場合ハ目次ニ「日記」

トアルコトニ基キ「日記」ト記スコト

ノシテ方ヨリハ改メル

9、同種文書ハ最良ト認メタモノ一通ニテ可

10、原本差出人ノ下ノ印書ハ印、写シノ場合、

及び印ト略記セル場合ハ共(印)印記す

11、書名の下の年次は索引の便にあるもので、資料

内容とは関聯して考へぬこと。

12、日記類は初行に年月日を記す。(猶、現段階では

日毎に筆写する)

ついで、昭和二十七年六月二十七日に開かれた会議において

要綱が検討されている。その時の検討内容を伝えるものと

して「貞明皇后実録資料採取要綱について」がある。

○貞明皇后実録資料採取要綱について (昭和廿七・

六・廿七・会議、課長、中村
武部、橋本)

イ、大正六年一ヶ年間の資料採取の結果

(献上関係を除外せる外、試験的に成べく広範

囲に採取す)

総数 三、二八七枚

(但し未採取の侍従日記を典侍日記(九
五三)とほゞ同数にみれば約四千枚と
見ても多過ぎはしない)

所要日数 一ヶ月半余

人数 五人

採覧資料ノ内容 献上ヲ除ク日常些末ノ御動靜

ヲ全て収む。

◆これより推せば、五十年間二十万枚(二年四千
枚として)を五人で筆写すれば六年三ヶ月を要す。
仍つて之に対処する方途は次の三案が考へられる。

第一案……予定年限の大幅延長

第二案……筆写能力の増加(この場合は筆生十

人、編修員二人程の増加を要す)

(一ヶ年の謄写枚数約六七〇〇枚、一ヶ月

五七〇〇枚 一人一日二十二枚)

第三案……資料の選択を厳にし、年限及び筆

写能力の範囲内に留める

ロ、大正六年一ヶ年の資料の実験的採取の結果次の

如き大綱を立つ

a、前記三案のうち、編修員一名、筆写生一、二

名の増加を計りつゝ、凡そ第三案による

猶、現在の筆写能力は実人員にして五人、一

人一日二〇枚、従って一月五人二五〇〇枚の実績をあげてゐるが、今後の繁忙を考慮して筆写生一人の増加をみて月平均二五〇〇枚と予定する。従つて現在乃至現在より一名増加の人員にて年三万枚を採取することが出来る。従つて、全資料が十萬枚程度に止まれば当初の資料採取所要年数たる三ヶ年間に一応の採取を完了し得る筈なり。

b、上記の方針を今、大正六年について適用せば、実験的採取資料数の半数、即ち二千枚に圧縮せねばならぬ。

此の縮減の方法には①事項（贈賜、進献等）によつて削減、選択する方法、②内容同一乃至類似の資料の選択との二方法がある。

①の方法を大正六年の例にふれば、特殊性のない献上関係及び恒例乃至些末の贈賜関係を省くと、ほゞ一五〇〇枚程度の節減をなし得る。

（公文書類で五〇〇枚、典侍日記、侍従日記等で一〇〇〇枚縮減）

②についてみると、例へば官報よりとつた資料と公文書所収の官報々告を採取した資料

とある場合は、前者のみに止め、又、一つの儀式、祭祀の次第が儀式録、祭祀録、幸啓（乃至行啓）録、外事録、典式録等に収められてゐる場合は、この中の一つのみ採取する。

之を採取方針の大綱とすれば、大正六年の資料は約二千枚に圧縮し得るものと予想される。ハ、次に第一次要綱案を基として資料採取基準を再検討してみる。

前者の（一の一）はそのまま。

（一の二）は臨時のものは儀式・祭典の大概を明らかにするが、その贈答は簡に従う。

恒例のものは、直接に御動静を示すもの（臨御、代拝等）は採取するが、次第書・贈答は原則としてとらぬ。

年中行事は、現在の段階では採取しない。別途の考慮を要する。

御式年は恒例のものに準ずる。（祥月の御代拝等は未解決）

（一の三）は前案の通り。

（一の四）は道筋の点は、地方行啓（避暑寒を含まず）の場合、及び特に必要な場合の

みに止める。

御覧上品は省く。御覧品目録は、日展、帝展等定期のものとはとらず、特殊なもの（個人邸の展示品等）はとる。（場合に
より筆写の方法を簡略にする）

賜与は前案の「行啓先に対するもの」及び「縁故者」のみに止める。

献上は御事業関係等特殊なものに限る。

土産品はとらぬ。

(二の五) は前案通り。

(二の六) の御陪食及び拝謁は、側近者、供奉員、供奉将校等特殊のもの、拝謁以外は原則として全部採取する。但し拝謁者名簿等の筆写は簡略な方法をとる。

(二の七) の(イ) は先づ皇族、臣下等の区別を一応消解して次の如く考へる。

・前案のうち、昇進任官の項は、初任のみとする。

・「年中行事」、「天皇、皇后に対する御機嫌伺」、「直宮の誕辰」も項目を省く。

・前案にない項目で主なものをあげ

ると、例祭御供物、御救恤、慈善

軍慰問、その他諸事業関係、失火類焼

見舞、賀算、凱旋等がある。

そして、昭和二八年二月九日に協議・修正がなされ、第二次案の「貞明皇后実録資料採集要綱案」が作成される。その内容は左の如くである。

(二七・一二・一四原案。二八・二・九協議修正)

貞明皇后実録資料採集要綱案(第二次案 昭和廿八・二・九)

一、朝儀・祭祀

1、すべて皇后に関係のあるもの限り、その御動静を主として、儀式の内容は従とする。

2、臨御、御拝、御代拝等の資料は採る。「臨御せず」、「御拝、御代拝あらせられず」の如き資料△△も含む。

3、式次第は原則として採る。但、恒例のものは、○次として略写する。

4、諸儀に関連する御供、贈答、賜与は、原則として臨時のものに限る。

5、国内の祝電等是不採。参賀は賜謁のみ、記帳等は採らぬ。

6、御例祭、御式年祭は恒例祭祀に準ずる。祥月の御代拝等は採らぬ。

7、年中行事に関するものはすべて不採。(新年、節句、歳暮等の行事を云う。)

二、宴遊、御会食、御陪食

1、定例の御陪食、御会食たることの明らかなもの以外はすべて採る。

2、陪食人名は採。席割図は資料として有益なもののみ採る。

3、食饌品目、演奏曲目は不採を原則とする。

4、次第は採る。

5、皇后の臨席が想像されても明確な資料がない限り採らない。

三、賜謁

1、原則としてすべて採取する。

但し、側近者、宮内官吏、供奉将校等及び宮廷出入の旧女官連の如きは採らず。(特に理由あるものはこの限にあらず)

2、皇子、皇族の参邸、参内は、賜謁・対面の事実が明確なもののみ採る。

3、天皇、皇后のいづれに対する謁見か不明な場合は不採。

4、拝謁に関連した賜与、献上等は附属資料として採る。

四、贈賜、進献

1、御救恤は全て採取。被害状況の如き説明資料は不採。

2、社会事業、学校、社寺(幣用を含む)等への下賜は全て採る。

3、その他旌表、奨励、慈恵、軍隊慰問等は全て採取する。

4、外国帝室及び外国人との贈答は全て採る。

5、慶弔(誕生・分婉・結婚・賀算・皇族成年・皇族卒業及び初任・直宮初節句及び初誕辰・死去・葬送・皇族服喪・年祭等)の贈賜は採る。

6、病氣御尋は不採を原則とす。(死去の項に附随するものは採る。)

7、新築・移転、火災等に関するものは原則として採らぬ。

8、退官、転任の贈与は不採を原則とす。

9、渡航、帰朝、出征、凱旋等に関するものは採る。

10、年中恒例的なもの、特に事由のないもの等は全て不採。

11、皇后に対する献上は、御事業等に特に関係のあるものに限る。

五、外国交際

外賓接待、引見、贈答、宮中喪、勲章の受贈。

六、行啓

- 1、発表、日程、発着割、道筋は全て採る。(但し道筋は東京都内、葉山、日光等を除く。)
- 2、供奉員の発令は採る。(奏任官以上の分のみ)
- 3、御動静 行事、参拜、巡覽の状況、次第、御使御差遣
- 4、賜謁は採取。但し略写。
- 5、賜与は採る。但し、行啓事務に関係せる地方官、宮内官、その他報酬的なものは除く。
- 6、献上は不採を原則とす。御土産も同じ。
- 七、御事業

- 1、救癩、養蚕、灯台、方面事業等に重点を置く。
臨御、差遣、恩賜、賜謁、令旨、事業の概況等。
- 2、其他一般的なもの(救恤、褒賞、奨励、慰問等)に関するものも全て採る。

また、「実録資料謄写の方法」については、左の二種類あるが、両者の関係が不明なため両方を左に掲げる。なお、作成年月日は、不詳。

実録資料謄写の方法

- 1、書名 「行啓録」字あき 東宮職年
明治十一年

部局名に変更があればその都度それに従って記す。
年次が二年以上に亘る場合は資料内容と一致する

年次のみを記す。又、史料の検索のため、「三、

〇〇の部、第〇号」の如く欄外に記す。

2、公文書の立案、決裁の欄は次の如くす。

① 決裁の年月日ある場合は決裁の欄のみ記す。

② 立案のみ年月日ある場合は(決裁の欄に年月のみあり日付のなき時も含む)は立案の欄のみ。

③ 両者年月日なき場合は年月日をあげたまま、にて決裁の欄を記す。

3、文書に年月日を記してないものは推定年月日を初行に「昭和一年一月一日」と註す。

4、編修者の註記はすべて「」に包み、分註、傍註として記入す。(即ち前項の如く小書す)

5、原文に存する註記、符箋の類は必要のもの(も不要の(は)指)のみとる。その書き方は、
「采書」「頭註」等とす。

6、省略は○中 写真、図の省略は○略 略 ○図 等とす。

7、印判は㊦、㊧、写しの場合は㊨(写)、㊩(写)とす。

8、原文の抹消訂正せるものは原則として訂正字句のみ記す。指示あるもののみ見せ消し(皇后陛下思召を以ての如く)を用う。

9、伺、通達案等一連の文書をとる場合は、各文書の間を二行あける。別紙となつてゐるものはそれに

従う。

10、日記類は初行に年月日を記す。記事は一応日毎に
謄写してをく。

11、公文書等に収める新聞記事は、書名（簿冊の書名）
の次行下方に次の如く記す。

○東京朝日新聞昭和年月日

12、異体、変体、略字等は通用の文字に改める。誤字
は訂正する。但し、塩、亀等正字の難しいものは
通用の略字を用う。

13、平出、闕字は行はない。その他、字配は原則とし
て原文に則して記すが、読み易い様に変へるもよ
し。例へば人名表、時間表等は適宜に字配を工夫
し、必しも原文に従はぬ。

（以下、追記）

⑭ 数箇所宛てた文書を採る場合は、その最初の宛
名のみを記す。

⑮ 人名簿の省略は、「以下○名略」とす。（但し、「下
略」とのみする場合もあり。）

⑯ 原資料名の不適當なもの及び欠けてゐるものには、
新しく書名を作つてつける。

実録資料謄写の方法

1、書名

〔行啓録〕一字アキ

明治一年

（年次が二年以上に亘る場合は資料内容に致するものとする）
（部局名に変更あればそれに従つて記す）

猶、史料の検索のため、「三、〇〇の部、第
○号」の如く欄外にペン書す。

2、公文書の立案、決裁の欄は立案の日附のみのもの
は立案の欄を、両者日附のあるもの及び両者とも
日附を欠くものは決裁の欄を書す。

決裁（立案）明治一年一月一日

猶、日附の記入なき時はそのまゝとる。

3、日記類は初行に年月日を記す。猶、日記の記事は
一応日毎に謄写してをく。

4、公文書等に収める新聞記事は、次の如き書式とす。

〔行啓録〕

皇太后后宮職
昭和一年

○東京朝日新聞

昭和一年月日

新聞その他にある写真、図は、真略写 ○ 図 とす。

5、文書に年月日なきものは推定年月日を初行に傍註
「」。

6、編者の註記はすべて「」分註、傍註。

7、原文に存する註記、符箋の類は必要のもののみと
る。その書き方は、宋書「」頭註「」等とす。

8、中略は 略○中

9、印書は^①、写しの場合には^②とす。

10、異体、変体の文字は正体に改める。甚しく略した字は通用のものに改める。塩、亀等通用の略字はこれを用ひる。誤字は改める。

11、平出、闕字は行はぬ。その他、原則として資料に従ふが、便宜に従つて変更することもある。例へば人名表、時間表等の字配は適宜に工夫し必ずしも原のものに従はぬ。

12、原文の抹消訂正せるものは、原則として訂正字句のみ書す。

13、伺、通達案等一連の文書をとる場合は、各文書の間を二行あける。

さて、それでは編修の方はどうに進んでいったのであろうか。昭和二八年八月段階の編修状況は、「貞明皇后実録編纂概要 昭和二八年八月」によると左のようなものであった。

貞明皇后実録編纂概要 昭和二八年八月

一、編修計画

1、体裁 編年史料体

2、成功年限 昭和二六年九月より三一年八月に至る五年間

3、編修機構並従事員

4、予定資料数 六万枚

5、功程 前期三ヶ年（昭和二九年八月迄）

を資料採蒐、後期二ヶ年を実録稿本及び附属資料（御年譜、御逸事篇）の編修に充つ

二、編修経過

（△）資料の搜索蒐集 採蒐資料枚数 五三、五三二枚

一、公文書類の謄写採取

1、官報資料 五、九〇〇枚

明治三三年より昭和二六年に至る 六二四冊

2、宮内省々報資料 一、〇九三枚

明治四三年より昭和一七年に至る

3、公文書類 三七、五二一枚

宮内庁所蔵関係公文書（別表参照）の採取を略とした。

〇三〇〇〇冊余、一七〇〇〇冊程度

二、典侍日記の謄写採取

五、八〇四枚

明治三三年より昭和二六年に至る中、明治三三年以降大正八年迄の採取を了した。

三、御縁故者及び旧側近者の談話聴取 五三名

要聴取者凡そ百数十名の中、五三名を聴

取した。

(要談話聴取者名簿参照)

四、行啓関係資料の調査探訪

約一五ヶ所

約八〇〇枚

主要行啓先に於ける資料の調査探訪

長野県庁、山梨県庁、京都府庁、京都

市役所

三重県庁、松坂市役所、福岡県庁、福

岡市役所

大日本蚕糸会、神宮司庁、香椎宮、筥

崎宮

天満宮、宮内庁京都事務所

五、大宮御所引継資料の整理謄写 四七二枚

約二〇箱の中、主要な六箱の採取謄写を

了した。

(大宮御所引継文書目録参照)⁽⁶⁾

六、諸家所蔵資料の借用と副本作成

東久世秀雄氏日記、中田直慈氏日記、吉

田鞆子氏手記、大河原家所蔵文書等二十

数種の資料を借用謄写し、貴重なものは

副本を作成してゐる。

七、関係図書、新聞、雑誌、パンフレット類の

蒐集謄写

1、単行図書

約二〇部(約一〇〇〇枚)

貞明皇后、供奉歌日記、筑紫行啓供奉

之記、その他 各地行啓記録、諸家伝

記等

2、新聞記事

一、〇二九枚

東京日々その他地方紙の関係記事の涉

猟

3、雑誌類

約八〇点

婦人公論その他崩御当時の追憶記事、

関係御事業の機関誌等

4、パンフレット類

約一〇点

「皇太后陛下の御仁慈と瀬予防事業」

その他

(B) 御年譜及び附表等の編纂作成

一、御年譜の作成

二、行啓年表の作成

三、側近奉仕者名簿の作成

四、新聞記事スクラップの作成

五、参考文献目録の作成

(C) 現在の状況と今後の予定

一、資料の蒐集謄写

1、公文書類の採取謄写

宮内庁所蔵公文書は略と採取したが、資料蒐集の便宜上採取を見合せてゐた拝診録、侍医寮日誌の採取を行ひ、又他部局保管の公文書中、未済資料の有無を検討して臨期採取を行ふ。

予定枚数 五〇〇枚。

2、典侍日記の採取謄写

現在大正九年以降同十五年迄の謄写を行つてゐるが、その予定枚数は約二〇〇〇枚にして、本年中に謄写を終る予定である。

昭和年代の部分は未整理のため、その採取謄写は明年四月以降のこと、なると思はれる。

3、談話聴取及び行啓関係資料の調査採訪

談話聴取は都内及び鎌倉、葉山、大宮に出張聴取の予定。

行啓先の資料採訪は今秋奈良大阪地方の調査を行ひ、来年度に於て東北、東海、関東各地の採訪を行ふ予定である。

4、大宮御所引継文書の謄写

現在進行中で、今後謄写すべき予定枚数は約六〇〇枚と推定。

本年内に謄写を終へることが出来る。

5、新聞記事

東京日々新聞の採取謄写中で、現在明治年間の謄写を行つてゐる。今後謄写予定数は三〇〇枚程度である。

6、大正天皇実録、明治天皇紀、昭憲皇太后

実録所収資料の謄写

今秋以後新に着手すべきもので、予定資料枚数は三〇〇枚程度と推定される。

7、東宮記の採取。

今秋、東山御文庫出張の機に侍従職より借用を計画せるもので、その予定資料数は一〇〇〇枚見当。

8、諸家所蔵資料の調査と借用資料の謄写。

諸家所蔵資料の調査新蒐を行ふと共に、借用中の資料の謄写につとめる。

9、関係図書、雑誌、パンフレット類の蒐集

謄写。

書陵部、宮内庁図書館所蔵以外の資料

の採訪謄写。

二、御年譜及び附表等の編纂作成

1、御年譜の作成

採取資料の整理と関連して、御年譜を
作成する予定。

2、側近職員名簿の作成

三、採蒐資料の整理

仮定の資料採蒐準則を確定し、採取資料
の取捨補充を検討した上、編年に排列整
理して、資料稿本の草案を作成する。

四、今後の方法

職員の分担区分、資料の数量、予算関係、
仕事の手順を勘案して今後の編修の運営
を考慮決定する。

○昭和二十八年年度までに採取可能なる資料

約七、四〇〇枚

公文書類

五〇〇枚

○典侍日記 二、〇〇〇枚(採取指定済み)

○大宮御所引継文書 六〇〇枚(同右)

○新聞記事 三〇〇枚(同右)

大正天皇実録他

三、〇〇〇枚

東宮記

一、〇〇〇枚

借用資料の謄写

○現在の人員を以て資料謄写のみに専念すれ
ば、今年十二月末迄に謄写を終了するこ
と、なる。

(後略)

右にみたように資料採集の基準が明確化されて編修が進
むと、今度は編修要綱の内容を再調整する必要が生じてき
た。そのため検討を重ねた結果、昭和二六年八月付で確認
された「貞明皇后実録編纂要綱」⁽⁷⁾が、より詳細な内容に改
められた新しい編修要綱が確定した。そこで左に新しい編
修要綱を掲げる。

貞明皇后実録編修要綱

(昭和三十年一月)

二月九日修正

A、実録の内容(記載事項)

実録に記載すべき事項の内容及び範囲は次の如し。

一、御一身に関すること。

御名、父母、誕生、修学、教養、成年、結婚、

叙勲、御産、皇子の養教育、疾病(御仮床以上)、

崩御、大喪、陵所等について記載する。

但し修学の中東宮妃時代の御日課は最初の場合
とその内容に変更のあった場合のみを記す。

二、朝儀祭祀

恒例臨時の朝儀祭祀については、皇后の出御及び御代拝のあった場合に限る。

三、行啓

行啓中のことは御臨席、御視察、御参拝、御代拝、御対面、賜謁、贈賜、御会食、御陪食、遊行等を記載する。

但し、御避暑、御避寒等の場合は、御日常に準じて取扱ひ、御対面、賜謁、贈賜のことは他の諸項に規定されるものに限る。

四、外国交際

外賓接待、外人引見、御陪食、外国帝室・外国元首及び外人との書信物品の贈答、勲章の受贈等を記載する。

五、慈悲救恤及び軍隊慰問

御臨席、御視察、賜謁、御使差遣、恩賜等を記載する。

六、学芸産業及び社会事業御奨励

御臨席、御視察、賜餐、賜謁、御使差遣、恩賜等を記載する。

七、御会食、御陪食、宴遊

前諸項に關聯あるものの外で、なお皇后の臨席せられたものは全て記載する。

但し御陪食の中で中山慶子、柳原愛子の場合を除き、御相伴的なものや、恒例の宮内官のみものは記載しない。

八、御使差遣

前諸項に關聯あるもの、外で、慶弔、危篤御見舞、海外渡航帰朝・出征凱旋の送迎、社寺御代拝、年祭御代拝等の御使差遣を記載する。

九、御対面賜謁

前諸項に關聯あるもの、外で、次に掲げるものを記載する。

- 1、天皇・皇后・皇太后との御対面
- 2、官吏・軍人等の任転免に伴ふ賜謁
- 3、海外渡航帰朝及び出征凱旋に伴ふ賜謁
- 4、その他必要と認められるもの

十、賜謁

前諸項に關聯あるもの、外で、次に掲げるものを記載する。

- 1、社寺に対する下賜（幣帛香華料を含む）
- 2、慶弔の賜謁

(イ) 誕生、命名、着帯、分娩、婚約、結婚、賀算、危篤、死去、葬送（判任官以下は除く）及び年祭等に対するもの

(ロ) 皇族の初節句、初誕辰、成年、入学、卒業、初任及び親任官・親補職就任に対するもの

3、海外渡航帰朝及び出征凱旋に伴ふ賜謁

4、転免に伴ふ賜謁の特別なもの（その範囲は別表参照）

5、その他特に理由のある賜謁

例へば転宅、新築、出火、類焼等の特別なもの、親近者に対する危篤以外の病氣御尋等

十一、官制

皇后の附属職司の設置沿革及びその長（大夫・

女官長）の任免を記載する。

十二、その他必要と認められる事項

△別表

転免に伴ふ贈賜は皇后と密接な関係にある次の官職の者に限る。

明治時代

宮内大臣、次官、東宮大夫、東宮侍従長、東宮侍従、東宮主事、東宮侍講、拝診の侍医、皇孫御養育掛長、御附女官長、御附女官（高等官）

及び御用掛

大正時代

宮内大臣、次官、皇后宮大夫、侍従長、侍従、皇后宮主事（皇后宮職事務官）、拝診の侍医、東宮大夫、皇子傳育官、澄宮附御養育掛長、御附女官長、御附女官（高等官）及び御用掛

昭和時代

宮内大臣、次官、皇太后宮大夫、皇太后宮職事務官、拝診の侍医、皇孫御養育掛長、御附女官長、澄宮附御養育掛長、御附女官（高等官）及び御用掛

B、本文の体裁と記述の形式

I 本文の体裁

一、本文はなるべく詳密に記述する。

二、文体は文語体による。

三、仮名は平仮名を用ひる。

四、仮名遣は歴史的仮名遣による。

五、漢字は当用漢字に拘らない。

六、敬語の使用は大正天皇・貞明皇后及び各時代の天皇・皇后・皇太后の御言行を記述する時に限る。

七、なお避暑避寒等比較的長期に亘る御用邸御滞在の場合、本文の日附の下に「葉山御滞在中」等の印を捺して参考に資する。

II 記述の形式

一、人名の記述

1、皇族の名の下には官号を割註で記し、又本文の内容より見て必要ある時は官公職名を冠する。

2、皇族以外の人名には本文の内容との関聯に於いて適當なる官公職名と爵位を冠する。

3、夫人の名にはその配偶者の官公職名・爵位氏名を冠する。

4、官公職及爵位なき人名には位階勲等若しくは前官公職名等を冠する。

5、漢字を使用しない外国人名は片仮名を用ひ、官報若しくは公文書に従つてこれを記し、且つ官公職名等を冠する。

二、外国名の記述

1、外国名の表記は原則として現在外務省に於いて慣用せられてゐるものに従ふ。但し「連合王国」の如き一般的でないものは之を避けて、一般通用の「イギリス」の表記

を用ひる。

2、文字は片仮名を用ひる。なほ英米仏独伊の如く一般に漢字による略称が用ひられてゐるものは之をも併用する。

3、政体の変化その他により国名の変更されたものについては、当時の名称に従ふ。

三、地名、建造物名その他固有名詞の名称は全て当時の名称に従つて記す。

四、陵墓名には御方名を割注を以て記す。

五、同日の本文に二箇以上の事項を含む時は、原則として皇后の御動静の上より見て直接的なものを先に記し、間接的なものはその後記述する。

更に附屬職司の設置沿革及びその長の任免の如き特殊の事項を記す場合は改行して末尾に記述する。

六、時間等を記す場合に資料により差異のある時は原則として官報乃至公文書による。

七、救恤金の下賜は宮内大臣からの通達の日にかけて之を記述する。

C、資料の配列と記載の形式

I 資料の配列

一、資料の配列は公日記、省内公文書、宮内省省報、官報、他官公庁公文書（学校社寺を含む）、私的記録、編纂物、新聞の順序による。

二、更に公日記及び省内公文書の順序は次の如し。

1、公日記の順序

明治時代 典侍日記、両長日記、常侍官日記、侍従日記（東宮）、庶務課

日記、侍従日記、皇后宮職日記、侍従武官日記

大正時代 典侍日記、侍従日記、侍従武官

府日記、皇太后宮職日記

昭和時代 典侍日記、皇太后宮職日記、侍

従日記、皇后宮職日記、省中日記

記

2、省内公文書の順序

省内公文書は附属部局扱文書を先掲し、他は本文の内容との関係に応じて適宜配列する。

II 記載の形式

一、資料名の記載

1、資料名は〔原名〕を掲げ、その下に次のこ

とを附記する。

(イ)、省内公文書には取扱部局名及び年次

(ロ)、省外所蔵の未刊資料には所蔵者名

(ハ)、刊本及び手記の類には必要に応じて編

著者或は記者名

(ニ)、他書に引用もしくは所収の資料には出

典名

2、官報及び新聞はその下に発行年月日を、宮

内省省報は発行年月を附記する。

3、典侍日記はその下に清書本、草稿本の別を

附記する。

二、日附の記載

1、公文書は初めに決裁の日附を記載する。決

裁の日附不明の場合は立案の日附を記載し、

決裁・立案共に日附不明の場合は空欄の

ま、決裁の欄を記載する。

2、文書に日附の記載なきものは他の資料に基

いて〔年月日〕を初めに註記する。

3、日記類は初めに年月日を記す。

三、原文に存する註記・付箋の類は必要と認められるもののみを記し、〔朱書〕〔頭註〕等と註記する。

四、原文の異体・変体の文字は原則として通用のものに改め、又明かな誤字は訂正する。

五、原文を省略する場合は、略○中 略○下 略○次 略○図等と註記する。

六、原文の平出・闕字は、これを行はない。

七、編修者の註記は全て「〳」で囲み、分註・傍註とする。

D、年譜の内容

年譜に記載する事項は本文に記述した事項の外、更に次に掲げるものを含む。

一、御用邸御滞在中の近郊御散策（地名の明かなるもの）

二、皇子御殿への御成

三、御養蚕所への御成

四、皇室及び国家の大事

三 編修の経緯

ここではまず最初に「貞明皇后実録」の編修が全体的にどのように展開していったのかを「編修経過」と題する文書を掲げることにより確認してみたい。

編修経過

年月	編修経過
二六、一一	著手、これより三十年四、五月の頃まで、専ら資料の蒐集・謄写を行う。
二九、五	長野県下に出張、始めて行啓先の資料採訪及び談話聴取を行う。
〳 七	編修要綱成る。
三〇、一	これより三十年九月に至るまで、編修要綱に準拠して採蒐済資料の整理を行う、又新資料の採取謄写も引続き行う。
〳 四	本文原案の執筆を始める。
〳 一〇	採蒐資料枚数約八一、〇〇〇枚に達す。
三一、二	本文原案の執筆を増強。
三一、五	年譜編修の準備を始める。
三一、一一	年譜編修要綱成る。
三二、一	年譜原案の作成に著手。
三二、一	これより御事蹟談話集の印書を開始する（三十二年五月に至り中止）
三二、一	京都方面行啓先の資料採訪を行う（資料採訪出張の最終回）
三二、一	本文原案四十五ヶ年年譜原案全年度成る。

〃	二	採蒐資料枚数九〇、二〇〇枚に達す。
〃	八	これより本文原案の校閲、訂正及び検討を始め、逐次定稿を作成す。
〃	九	本文の印書に著手し、定稿の成るに従つて印書す。
〃	一一	本文の浄書を始める。
〃	一一	入江相政氏より談話聴取（談話聴取の最終回）。
〃	一	昭和二十一年以降の本文原案の執筆に著手。
〃	八	右原案の作成成る。
〃	一〇	本文原案の校閲並に訂正、検討を完了す。
〃	一一	編修資料の整備を終える。
〃	一〇	採蒐資料九一、〇〇〇枚に達す。
〃	一〇	本文浄書終る。
〃	一〇	実録原本の製本を始め、十一月至つて完成す。
〃	一一	本文印書完了。
〃	一一	実録印書本の製本に著手。
三四、	一	年譜原案の修訂に著手。
〃	二	実録印書本の製本なる。
〃	三	事業の終了を報告す。
〃	四	御事蹟談話集の印書を再び始める。
〃	四	天皇皇后両陛下（四、廿五）、皇太子殿下（四、

〃	五	（廿七）に実録捧呈
〃	八	年譜印書に著手。
〃	九	年譜校閲、訂正を行う。
〃	九	年譜印書成る。
〃	九	参考資料類の整理その他残務整理を行う。
〃	九	年譜製本成る。
三四、	九	参考資料類の製本成る。
三四、	一二	天皇皇后両陛下・皇太子殿下（二二・八）に
〃	八	年譜捧呈。

つぎに「貞明皇后実録」は、どのような資料で編修されたのかを確認してみたい。宮内庁や中央・地方の行政機関、行啓先の資料など豊富な資料を蒐集していたことは、編修要綱でも確認されているのであるが、それ以外にも数多くの資料があった。そこでこれらの資料について触れてみたい。

①まず、最初に談話聴取について触れてみたい。談話聴取者の選定については、「「貞明皇太后」実録関係 要談話聴取者名簿」では談話聴取者を次のように分けている。

記載者の範囲

- 一 御 親 族 御兄弟、御姪の一部等
- 一 旧 奉 仕 者 秋萩会、青山会（含有資格者）、山

笑会等の会員

権女孀及大膳関係の一部

一 御事業関係 蠶糸、救癩、民生委員、灯台関係

一 御学友 三五会員

一 その他特殊な縁故者

では、実際にはどのような人々から聴取を行ったのであろうか。そこで左に談話聴取者の名前をあげてみたい。なお、この中には手記も含まれている。これらの人々の名前をみると、血縁関係者、宮内庁長官・宮内次官・侍従長・侍従武官長など宮内省（庁）の関係者、養蚕の関係者など、七五名の方々から談話聴取が行われ、既述した基準に沿った形であったことが理解される。なお、「○」印の意味不明。

談話聴取人名

	氏名	聴取年月日			
		昭和	年月日		
1	御学友	青柳文子	三〇、一一、一一		
2	元侍医	荒井恵	二八、六、五		
3	元臨時皇后宮職御用掛	有泉善三	二八、五、七		
4	元日本女子大学校長	○井上秀子	三三、一二、一		
5	侍従	入江相政	三三、一一、一八		
6		元皇太后宮女孀		入谷恒子	三〇、三、一六
7		元皇太后宮職嘱託		植万吉	三一、三、一五
8		御学友		上野淑子	二八、四、九
9		元侍従長		大金益次郎	三一、四、一〇
10		御里親大河原家当主		(手記)	(寄稿)
11		御実妹		大河原幸作	二七、三、一二
12		元皇太后宮女孀		大谷衿子	二七、三、三〇
13		元皇太后宮大夫		多輝子	三〇、三、二三
14		元皇太后宮職御用掛		大谷正男	二七、一、一一
15		元侍医		小野八千雄	二六、一一、一九
16		東京大学名誉教授		小原辰三	三〇、三、三
17		元皇太后宮女孀		笥克彦	二七、九、一九
18		元皇太后宮権女孀		梶田治子	二八、一〇、二一
19		元宮内次官		片岡登美	二八、九、八
20		元侍従		(手記)	(寄稿)
21		元子爵		加藤進	三一、三、二三
22		元権命婦		加藤泰通	二八、五、一四
23		掌典長		唐橋在知	二七、三、二八
24		霞会館京都支所長		川上民枝	二七、三、二九
25		瑞龍寺門跡		甘露寺受長	三〇、四、一九
				清岡長言	二七、三、二五
				九条日淨	二七、三、二五

26	御実弟	九条良叙	二七、四、二二	47	元侍従武官長	奈良武次	二八、三、五
27	御実兄(元男爵)	九条良政	二六、七、一九	48	元命婦	西京子	二七、四、一八
28	元侍従	黒田長敬	二七、二、七	49	元侍医	西川義方	二五(両日)
29	元侍従	小松行一	二八、八、六	50	御学友	二宮生子	二七、三、六
30	海上保安庁灯台部	○坂本宇三郎外	三〇、四、二七	51	藤楓協会常務理事	浜野規矩雄	三一、二、二一
31	甲府常磐ホテル経営者	笹本イツ一家	二七、一、二四	52	大日本蚕糸会役員	早川卓郎外	二七、二、六
32	御実妹	渋谷蓬子	二七、三、二六	53	元満洲国宮内官	林出賢次郎外	三〇、六、二一
33	元皇太后宮女官長	清水谷英子外	二七、五、七	54	元全日本民生委員聯盟会長	原泰一	二八、四、一五
34	元宮内次官	○白根松介	三〇、三、九	55	元東宮武官・侍従武官	尾藤知勝	二九、一、三〇
35	故侍従長鈴木貫太郎夫人	鈴木孝子	三〇、三、九	56	元侍従長	○百武三郎夫妻	三〇、三、三一
36	故宮内次官関屋貞三郎夫人	関屋衣子	二八、三、二二	57	京都事務所殿部	平井三良	二六、七、一八
37	元典侍	竹屋津根子	二六、二、一一	58	元皇后宮大夫兼侍従次長	○広幡忠隆	三〇、三、三〇
38	前宮内庁長官	田島道治	三二、三、二六	59	元皇太后宮職属	藤間卯吉	三一、三、二〇
39	元御所寄人	千葉胤明	二六、二、七	60	元皇太后宮大夫	坊城俊良	二八、四、三〇
40	元権命婦	津崎矩子	二七、二、九	61	元掌侍	穂積英子	二八、三、一九
41	元御歌所寄人	○鳥野孝次	三〇、四、一一	62	御学友	町野登幾子	二七、九、一八
42	御学友	永井末子	二六、二、六	63	故宮内大臣松平恒雄夫人	松平信子	二七、二、二一
43	元日本赤十字社副社長	中川望	三〇、二、二五	64	元侍医	○万里小路元秀	二八、三、二六
44	御学友	中島八千子	三〇、三、二四	65		御木本幸吉	二七、八、一八
45	山梨県蚕糸課長	中楠壱兵	二七、一、二六	66	元侍医寮御用掛	○水原豊	三〇、三、一八
46	御学友	鍋島清子	二七、二、五	67	長島愛生園所長	光田健輔	二七、三、三一

68	元宮中顧問官	三室戸敬光	二六、二二、一九
69	元宗秩寮総裁	武者小路公共	二八、四、二
70	元九条家々臣	森津倫雄	三〇、四、四
71	古奈三養莊支配人	師岡和賀	三一、三、三〇
72	御学友	柳原花子	二八、五、二五
73	元侍医	山川一郎	二八、八、五
74	元皇太后官職御用掛	山中貞子	二七、八、六
75	元皇太后官職御用掛	吉田頼子	二七、一、二二

② つぎに参考文献を左に記す。

貞明皇后実録附属資料

一、副本類を作成したもの。

計 二〇冊

- 1、皇儲紀略 桑野鏡稿
- 2、中田直慈在職日記
- 3、大森鐘一職事留 大正十三年昭和二年
- 4、大森鐘一紀行
 - 大正十一年九州行啓記事
 - 大正十一年伊勢京都行啓記事
 - 大正十三年京都行啓記事
- 5、御茶室日記 東久世秀雄記

一	東久世秀禮所蔵
二	東久世秀禮所蔵

- 6、吉田頼子手記
 - (上冊) 大正八年五月京都行啓供奉之記
 - 大正十二年九月一日大地震之記
- 7、公家言葉集存・同追加
- 8、寛克彦蔵貞明皇后御歌 附大正の皇后御歌謹釈
- 9、神ながらの道御進講日割
- 10、小野八千雄寛書 附公爵九条家家憲
- 11、貞明皇后を偲び奉りて 原泰一稿
- 12、天台烏薬育成日誌
- 13、皇太后陛下松坂行啓誌
- 14、東寺行啓記事

一	吉田頼子所蔵
一	吉田頼子所蔵
一	寛克彦所蔵
一	寛克彦稿
一	小野八千雄所蔵
一	原泰一所蔵
一	静岡県林政課所蔵
一	松坂市役所所蔵
一	東寺回答

二、雑誌記事等を切抜き又は転写して製本したものを

計 三〇冊

1、	貞明皇后様の御事ども	一	荒井恵	星光	12、	皇太后陛下の御遺徳を偲び奉る	一	波多野隆雄	年七月号
2、	大正天皇御臨終記	十	入沢達吉	文芸春秋	13、	濟 寧	一	皇宮警察	(昭和二十六年六月号)
3、	皇太后陛下を偲び奉りて十	十	片岡登美	桃李(昭和二十六年七月号)	14、	皇太后様の御ことども	一	関屋衣	婦人之友(昭和二十六年七月号)
4、	貞明皇后の御敬神	一	森津倫雄	敬神婦人(昭和二十六年第四号)	15、	皇太后さまと小石丸	一	佐々木慶蔵	キング(昭和二十六年八月号)
5、	天皇家の人々	一	雍仁親王	文芸春秋(昭和二十六年六月号)	16、	皇太后さまの秘められた御生涯	一	坊城信彦	主婦と生活(昭和二十六年八月号)
6、	灯 光	一		(灯台記念日特集号)	17、	忘れ得ぬ皇太后(皇明)さま	一		主婦之友(昭和二十六年八月号)
7、	貞明皇后を偲びまつりて	二	坊城俊良	済寧(昭和二十六年五月号)	18、	御他界遊ばした皇太后さまを偲ぶ	一	座談会松平信子外	婦人生活(昭和二十六年八月号)
8、	貞明皇后追悼特集	一		新民(昭和二十六年六月号)	19、	貞明皇后に仕えた女官たち	一	小森三千代	女性改造(昭和二十六年七月、八月合併号)
9、	宮廷奉仕三十年	一	西川義方	改造(昭和二十六年新春特別増刊)	20、	貞明皇后さまの御遺徳を偲びて	一	烏丸花子	婦人倶楽部(昭和二十六年八月号)
10、	ふかみどり	一	常磐会	(昭和二十七年四月三日発行)	21、	姉君大宮様はこんなお人だった	一	九条良叙	婦人倶楽部(昭和二十六年 講和記念臨時号)
11、	亡き母上を偲ぶ	一	雍仁親王	婦人公論(昭和二十六年)	22、	よき日本のおばば様	一	関屋衣外	サンデー毎日(昭和二十六年)

23、	貞明皇后と黄八丈	一	二六年六月三日号)	道	三一年版)	
			サンデー毎日(昭和 二七年六月八日号)	30、貞明皇后と民生委員制度	二	
24、	人間皇太后さま	一	週刊朝日(昭和二六 年六月三日号)	三、新聞記事等ノ切抜帳		十六冊
25、	皇太后さまの御遺体はど う保存されるか	二	月刊読売(昭和二六 年七月一五日号)	四、写真アルバム		一冊
26、	貞明皇后各所行啓記事集 西本願寺行啓記事	一	教海一瀾(大正一一 年六七七号)	五、大宮御所引継書類		十八冊
	神宮皇学館行啓記事		同校校友会誌(勢陽 第一三号)	1、皇族関係雜書類		一冊
	京都女子高等専門学 校行啓記事		同校校友会誌(大正 一四年三月号)	2、都内行啓関係(一)日赤総会		二冊
	皇太后陛下の御敬神 (昭和十二年閏西行啓 記事)		神社協会雜誌(昭和 一二年八・九月号)	3、同(二)愛国婦人会総会		二冊
27、	鞍馬寺行啓記事	一	くらま(第四卷第一 号)	4、同(三)各種博覧会・展覧会		一冊
28、	皇太后陛下を仰ぎ奉りて	一	宗教維新(昭和一六 年三月号)	5、同(四)其ノ他		二冊
29、	皇太后陛下と神なからの	一	神社新報選集(昭和	6、地方行啓関係		三冊
			寛克彦	7、宮内省巡回救療班関係外		一冊
				8、救癩関係外		一冊
				9、外国人に対する御言葉案大正年間		一冊
				10、外国交際関係雜書類		一冊
				11、御進講控		二冊
				12、雑々書類		一冊

右にみるように「貞明皇后実録」の編修に際しては、奥向き及び宮内省（府・庁）内外の資料を実に幅広く渉猟していたことがわかる。なお、右に確認した資料以外にも編修資料として数多くの資料が参照されていることは、「^{貞明皇后}実録」資料目録の「一般資料」、「雑資料目録」、「秩父宮殿下資料 1953.2.17」、「青山御所御日記」などから確認できる。

四 「貞明皇后実録」の完成

昭和三四年三月三〇日付で書陵部長西原英次から宮内庁長官宇佐美毅宛に「貞明皇后実録の奉呈について」との伺書が提出された。なお、天皇皇后並びに皇太子への奉呈は、それぞれ同年四月二五日と二七日になされている。

貞明皇后実録の奉呈について

昭和三十三年度生産品取得通知書第一号により取得した貞明皇后実録抄本五部二六〇部の三部一五六冊を左記のとおり両陛下並に皇太子殿下に奉呈してよろしいか伺います。

記

奉呈先

天皇陛下	一部	五二冊
皇后陛下	一部	五二冊
皇太子殿下	一部	五二冊
計	三部	一五六冊

そして、昭和三四年三月三一日付で書陵部長西原英次から宮内庁長官宇佐美毅へ「貞明皇后実録編修事業終了報告」と題するものが提出された。

昭和三四年三月三十一日

書陵部長 西原英次

宮内庁長官

貞明皇后実録編修事業終了について報告

貞明皇后実録正本一部二百九十三冊並に同抄本五部二百六十冊（一部五十二冊）今般一応完成したので、別紙編修事業終了報告をそえて報告いたします。

（表紙）

貞明皇后実録編修事業終了報告

（本文）

貞明皇后実録編修事業終了報告

予て編修を進めてきた貞明皇后実録は本年二月末に至り一応完成したので、こゝにその編修概要を略記して

事業終了の報告といたします。

本実録編修事業は去る昭和二十六年八月、貞明皇后崩御の後間もなく、天皇后両陛下を始め皇族方の御追孝の思召に沿つて急にその立案を行い、ついで同年十一月より最低五箇年の予定を以て編修に著手したのであります。爾來編修課長統轄の下に編修課の全員が之に従い、一同協力してその完成を図り、こゝに漸く実録正本一部二百九十三冊（総枚数七万六千四百八十二枚）並に同抄本五部二百六十冊（一部五十二冊四千二百八十六頁）の編修を終えたのであります。

本実録の体裁は初め英照皇太后実録・昭憲皇太后実録（未定稿）等の先例に倣つて編年史料体に拠ることといたしました。然るに編修の途中に於て大正天皇実録の如き叙述体実録の編修をも要望されたため、編年史料体の実録の外に、その本文のみを抄出・印書して抄本を作成し、之を以て叙述体実録に代えることとしたのであります。

上述の実録正本とはこの編年史料体実録を指し、抄本とは即ち叙述体実録に相当するものであります。但しこのような体裁を採つたため、本文の記述を叙述体に倣つてなるべく詳密にし、又便宜記事の合叙を工夫する等の措置を執らざるを得なかつたのであり、このこ

とは新たな印書工程の追加と相俟つて編修期間延長の主因となつたのであります。然しながらこの操作により、却つて叙述体実録の別途編修の重複を避けることが出来たのであつて、実際には編修期間の著しい短縮となるのであります。

本実録の内容は貞明皇后御一代凡そ六十有八年の長きに亘り、収載した事項も御起居以下公私の御動静の殆んど全般に及び、更に御風尚・御趣味を始め御逸事等をも努めて採録いたしました。このため採録記事は凡そ一万二千件の多数に達しております。これは従前の皇后実録が主要な御事歴の一斑を摘録するに止まつたのと著しく異なる点であつて、本実録は従前のものに比べて最も完備した皇后実録であることを確信するのであります。但し本文の執筆に当つては皇后の御事歴が余りに広汎且つ豊富なため、其の間脱漏のこともなきを保せず、叙述も亦必ずしも万全でなく、皇后の御盛徳を充分に伝え得なかつたかを慮れるものであります。

次に資料の蒐集については遺漏のないよう最も意を用いました。即ち当庁所蔵の公文書類及び側近女官の公日記である典侍日記を採録して根本史料と為し、この他片外諸方面に亘つて力の及ぶ限り資料を涉猟し、更

に一般図書・雑誌・新聞等の利用をも図つたのであります。この結果、採録資料の総枚数は六万六千七百九十枚を算え、又資料の採訪箇所も旧側近奉仕者・御縁故者及び行啓先の官公衙・社寺・学校・会社或は養蚕・救癩・灯台その他の関係諸団体等二百箇所の多数に上り、多大の成果を取ることが出来ました。然しながら一面に於て大正年間の皇后宮職日記、行啓録、戦前の皇太后宮職日記の如く戦災のため焼失した公文書類や、亡佚した資料も尠くなかつたことは甚だ遺憾とするところであります。

顧みれば本実録の編修に著手してより七年有余、其の間少数の編修課員を以て最大の成果を發揮することは最も苦心を要した所であります。幸に各方面の協力をも得て、こゝに概ね所期の成績を取め得たのであります。なお本実録に附属すべき御年譜は目下印書中で、その完成は参考資料類の整備と共に残務期間に譲ることを御諒承願います。

昭和三十四年三月 日 書陵部長 西 原 英 次
なお、「御年譜」は、同年二月八日に天皇皇后及び皇太子へ奉呈されたのであるが、ここで年譜作成の基本的な基準がどのようなものであったのかを確認してみたい。既

述した「編修経過」にもあったように年譜については昭和三年二月一日付で「貞明皇后年譜編修要綱」が作製されているので、左にそれを掲げる。

(表紙) 貞明皇后年譜編修要綱 (昭和三十一年二月十日)

(本文) 貞明皇后年譜編修要綱

年譜は貞明皇后実録の附録として編纂し、記載事項の内容範囲及び記述の形式は次に掲げる以外は実録編修要綱に準拠する。

I 記載事項

一、朝儀・祭祀等

行事の名称と皇后の主要な御行実のみを記す。

二、行 啓

1 行啓箇所と主要な御行動のみを記す。

2 行啓先の御泊所は之を記す。

三、御会食・御陪食

1 附属的な御会食・御陪食は記さない。

2 御会食・御陪食の人名は主なるものを記す。

四、御対面・賜謁

附属的に行われるものは記さない。

五、御使差遣

1 御使の人名は記さない。但し必要な場合は

姓と官名を以て略記する。

2 贈賜のためのみの御使は記さない。

六、御代 拝

御代拝の奉仕者は御名代の外は記さない。

七、贈 賜

1 社寺の御参拝・御代拝に伴ふ幣帛香華料は記さない。

2 慶事の贈賜は本人に対するものゝみを記す。

3 間接的賜与も単に下賜としてこれを記す。

4 贈賜の品目はなるべく抽象的に表記し、金額数量等は記さない。

八、御同伴の御方

皇后の御行実の御同伴者については大正天皇及び天皇・皇后・摂政以外は之を記さない。

II 記述の形式

一、年毎に年次を首記し、その下に皇后の御数へ歳を(一)を以て附記し、上部に月日を掲げ、下部に記事を記す。

二、記事は各々日に係けてなるべく簡略に記述し、同日に二箇以上の事項ある時は各事項毎に改行する。

三、日の不明な事項にして、月若しくは年の判明す

るものは是月、是歳として記載する。但し他の日に関連する事項のあるものはその条に併記する。

四、人名の記述

1 人名にはその年の初出に適當な官公職名乃至爵位・前官公職名・位階・勲等を冠する。再出以後は姓と前出の官公職名・爵位・前官公職名を以て略称し、位階・勲等のみを有する者は姓名を記す。

2 官公職なき夫人の名には、その年の初出に配偶者の氏名(前項により適當な肩書を附す)を冠し、再出以後は姓名のみを記す。

3 漢字を用ひない外国人名は姓のみを記し官公職名あるものはこれを冠し、夫人若しくは子女は単に某妻、某男等と記す。

五、漢字を用ひない外国名の中、イギリス・アメリカ・フランス・ドイツ・イタリア・ロシアについては英・米・仏・独・伊・露の略称を用ひる。

六、地名は原則として町村名には府県名のみを冠し、市名には之を冠しない。

七、陵墓名はその名によらず御方名に「陵」「墓」を附して表記する。

八、その他の固有名詞の表記もなるべく簡略に従ふ。ついで、昭和三四年一月付で「貞明皇后年譜例文集成」が作成され、年譜原案の修訂に力が注がれた。「貞明皇后年譜例文集成」は、かなり長文なものであるもので、その構成だけを記すと「御一身」、「朝儀・祭祀等」、「行啓」、「御会食等」、「賜謁」、「御使差遣」、「御代拝」（但し例文なし）、「贈賜」、「御同伴の御方」（但し例文なし）、「人名」、「其他」にわけている。

さて最後ではあるが、編修が完了した「貞明皇后実録」関係の諸史料を確認したい。

貞明皇后実録成績一覧

	部数	冊数	備考
実録（正本）	一部	二九三冊	総枚数 七六、四八二枚 書陵部保管
実録（抄本）	五部	二六〇冊	一部ノ頁数 四、二八六頁 天皇皇后両陛下皇太子殿下 捧呈用三部、長官々房配置 用一部、書陵部保存兼事務 用一部
年譜	六部	三六冊 （一部 六冊）	一部ノ頁数 一、一七〇頁 実録正本一部抄本五部二 夫々附属
御事蹟談話集	二部	三〇冊 （一部 一五冊）	一部ノ頁数 一、二八二頁 聴取件数 七五件 編修課長保管

参考資料

八三冊

計 七〇二冊

おわりに

「貞明皇后実録」は、「昭憲皇太后実録」⁽⁸⁾より先に編修されたため、「昭憲皇太后実録」の編修上、重要な意味を持つことになった。そうした点も含めて、両皇后実録は、近代の皇后の実録をどのように編修するのか、という点において同じ問題意識を有していたと言える。即ち、御二方の皇后の御生涯には近代日本の歴史的課題そのものが色濃く投影している。尤も御二方の皇后のそれは、同じものではない。その違いをどのように描くかは、まさに御二方の皇后の歴史的使命と役割を史書の中で確定していくことでもある。

「貞明皇后実録」は、皇后の実録という性格から政治的な面を前面に出してはいないが、その実録を丁寧に読み込んでいくと、とても勉強になることに気がかされる。その御生涯は、明治、大正、昭和戦前・戦中・戦後という激しく揺れ動く近代日本の歴史において、皇室内の問題は言うに及ばず、大正天皇を支えられ、また昭和天皇との関係、さらには皇族への対応などを知るにつけても、皇后が常に

鋭い問題意識を持たれて重要な役割を担われていたことが理解される。貞明皇后の御生涯には近代日本を学ぶ上で決して見逃すことのできないものがある。

貞明皇后は、「明治」という時代が創り上げた新しい「皇室」を継承しつつも、時代の変化を洞察し、対応力を模索しながら、将来に伝えていくことを強く意識されていた。特に大正天皇の治政問題、皇太子裕仁親王の御結婚問題及び御洋行問題、関東大震災時における皇室の対応問題、昭和戦前期の政治・外交問題など、いずれも皇室の存立に関わる重要な問題と認識して対応されている。貞明皇后の研究は、まさに近代日本の歴史を理解する上で重要な意味がある。その意味から「貞明皇后実録」は、皇后の御生涯を知るだけではなく、近代日本そのものを理解する上で高い価値を有している。だが、皇后の研究はそれほど活発ではない。これでは近代日本の歴史を真に理解しているとは言えない。

既述したように現在、「貞明皇后実録」は、宮内公文書館で公開されている。関連資料が少ない分、実録そのものを検討することにより近代の皇后としての実録として、また、史書としての特色を明らかにしていくことが可能となり、その御生涯に対して深い識見と理解を寄せることができるのである。

今後、「貞明皇后実録」が刊行されて国内外の人々が利用し、また併せて宮内公文書館所蔵になる御集をはじめとする関係諸史料を用いることにより貞明皇后のより総合的な研究ができる環境を整えることが求められよう。

注

- (1) 主婦の友社編『貞明皇后』（主婦の友社、一九七一年）、筧素彦『今上陛下と母宮貞明皇后』（日本教文社、一九八七年）など。
- (2) 片野真佐子『皇后の近代』（講談社、二〇〇三年）、工藤美代子『母宮貞明皇后とその時代』（中央公論新社、二〇〇七年）、同『国母の気品 貞明皇后の生涯』（清流出版、二〇〇八年）、小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后——一筋に誠をもちて仕へなば——』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）などがある。また、貞明皇后の御集に関するものもかなり刊行されていることも見逃せないことである。
- (3) 本稿での史料引用は、基本的に常用漢字を用いた。また、合わせ字などは開くことにした。
- (4) 『典侍日記』（草稿本・清書本）の借用は、何回かにわたりなされ、日付を確認できるものとして、第一回（明治年間・昭和二八年七月二日調査）は、「清書本」（明治三三年～四五年）、「草稿本」（明治三三年～四五年）、第二回（大正年間・昭和二八年七月二日調査）は、「清書本」（大正元年～一五年）、「葉山行幸啓日誌」（大正五年・七年～一五年）、「沼津行幸啓日誌」（大正九年・一〇年、

大正一二年～一四年)、「草稿本」の「御日記仮留」(明治四〇年、同四三年～四五年、大正元年～三年、同八年)、「葉山御滞在中御日記仮留」(大正五年、同七年～一二年、同一五年)、「沼津御滞在中御日記仮留」(大正九年～一四年)、「日光御滞在中御日記仮留」(大正五年、同八年～一四年)、「塩原御日記」(大正一〇年)、「東宮妃時代書付」などがある。昭和期のものは昭和二九年一月二十九日及び同三三年一月二十九日に借用している。

(5)

「実録皇居 資料目録」によると、「侍従日記」は、侍従職から大正九年～一五年の間のものを借用している。

(6)

右「実録皇居 資料目録」によると、引継は①昭和二六年八月二十九日、②九月二十九日、③十一月四日、④同二七年二月二十九日の四回である。但し、一部不開示とされているところがあるので、あくまでも閲覧を許された範囲であることをお断りしておく。内容は、全体的にみると行啓・贈賜・進退・例規・日記関係が中心であるが、①は「侍医日録」など、②は供御録・回議書綴(贈賜・供御など)など、③は「行啓録」・「典式録」・「皇親録」・「例規録」など、④は「重要雑録」・「結婚録(昭和三年)」・「癩関係書類」などを中心とする。

(7)

「実録皇后実録関係1 実録編修録」。なお、上記の史料には「編修要綱(案) 補遺」(昭和二九年五月六日・五月一三日・五月二十九日審議)と題するものが取められており、新たな要綱を確定していく上でどのような点が問題であったかを理解する上で一助となるものである。

(8)

昭憲皇太后の実録編修については、拙稿『昭憲皇太后実録』の編修について(『明治聖徳記念学会紀要』復刊

「貞明皇后実録」関係史料一覧

	識別番号	史料名	作成年	作成部局	冊数	備考
1	27613	貞明皇后実録関係 1 実録編修録 昭和三〇年～	昭和30年	書陵部編修課	1冊	
2	27614	貞明皇后実録関係 2 出張録		書陵部編修課	1冊	
3	27615	貞明皇后実録編修録・貞明皇后実録史料日録、貞明皇后実録関係 3 要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係、(昭憲皇太后)実録関係照会綴		書陵部編修課	1冊	
4	29333	貞明皇后実録編纂資料・関係者談話聴取(控)	昭和40年	書陵部編修課	1冊	
5	29334	貞明皇后実録編纂資料・関係者談話聴取(資料)	昭和40年	書陵部編修課	1冊	
6	64312	自昭和26年～至同28年貞明皇后実録編纂材料(雑紙購入・用紙印刷・カ)リ)ノ請求)書陵部庶務係	昭和26～28年	書陵部図書課	1冊	
7	67600	昭和26年度貞明皇后実録費人夫費 書陵部	昭和26年	書陵部図書課	1冊	
8	71001～71052	貞明皇后実録 巻1～巻5.2(奉呈本)	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	52冊	昭和34年(タイフ)
9	71053～71058	貞明皇后実録 貞明皇后年譜 1～6(奉呈本)	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	6冊	昭和34年(タイフ)
10	71059～71110	貞明皇后実録 巻1～巻5.2	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	52冊	昭和34年(タイフ)
11	71111～71116	貞明皇后実録貞明皇后年譜 1～6	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	6冊	昭和34年(タイフ)
12	82001～82293	貞明皇后実録 稿本1～稿本293	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	293冊	昭和34年
13	82294～82299	貞明皇后実録 稿本294～299 貞明皇后年譜 1～6	昭和34年	編修課貞明皇后実録編纂部編	6冊	昭和34年
14	84161～84188	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	28冊	昭和34年
15	84189	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
16	84190	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
17	84191	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
18	84192	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
19	84193	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
20	84194	貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年

21	84195	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等35	第29昭和16～26	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
22	84196	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等36	第29昭和21～24	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
23	84197	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等37	第29昭和25	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
24	84198	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等38	第29昭和24～25	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
25	84199	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等39	第29時事新報夕刊	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
26	84200	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等40	第29毎日新聞昭和 26.5.18～	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
27	84201	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等41	第29読売新聞	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
28	84202	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等42	第29朝日新聞(大 阪)	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
29	84203	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等43	第29東京新聞夕刊	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
30	84204	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等44	第29朝日新聞(東 京)	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
31	84205	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等45	第30	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
32	84206	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	新聞、雜誌、写真等46	第31	昭和34年	書陵部編修課	1冊	昭和34年
33	84207～84224	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	大宮御所引継書類1～18		昭和34年	書陵部編修課	18冊	昭和34年
34	84225～84228	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	中田直慈在職日誌1～4		昭和28年	書陵部編修課	4冊	昭和28年(墨筆)
35	84229～84230	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	吉田勲子日記1～2		昭和31年	書陵部編修課	2冊	昭和31年(ハッ)
36	84231	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	貞明皇后行啓記(大森鐘一 記)	貞明皇后行啓記(大森鐘一 紀行)大森鐘一	昭和31年	書陵部編修課	1冊	昭和31年写(ハッ)
37	78825～78827	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	皇儲紀略1～3桑野鏡編		昭和28年	書陵部編修課	3冊	昭和28年写(墨筆)
38	79959	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	貞明皇后御歌寛克彦所藏歌		昭和28年	書陵部編修課	1冊	昭和28年写(ハッ)
39	79960	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	皇太后陛下松坂行啓誌公坂市役所編		昭和27年	書陵部編修課	1冊	昭和27年写(ハッ)
40	79961	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	神なかの道御進講日制寛克彦著			書陵部編修課	1冊	墨書 自筆か
41	79962	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	貞明皇后を偲ひ奉りて原泰一著		昭和28年	書陵部編修課	1冊	昭和28年写(ハッ)
42	79963	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	大森鐘一職事留大正13年～昭和2年大森 鐘一記		昭和31年	書陵部編修課	1冊	昭和31年写(ハッ)
43	79964	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	秋泉御茶室日記東久世秀雄記		昭和27年	書陵部編修課	1冊	昭和27年写(ハッ)
44	79965	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	小野八千雄覚書小野八千雄記		昭和26年	書陵部編修課	1冊	昭和26年写(ハッ)
45	79966	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	公家言葉集存 向追加吉田勲子記		昭和31年	書陵部編修課	1冊	昭和31年写(ハッ)
46	79967	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	天台鳥養育成日記 抄出江畑詹之允、吉 田佐十郎記		昭和29年	書陵部編修課	1冊	昭和29年写(ハッ)
47	79968	貞明皇后実録編纂資料	貞明皇后関係切抜帳	東寺行啓記事東寺回答		昭和30年	書陵部編修課	1冊	昭和30年原本